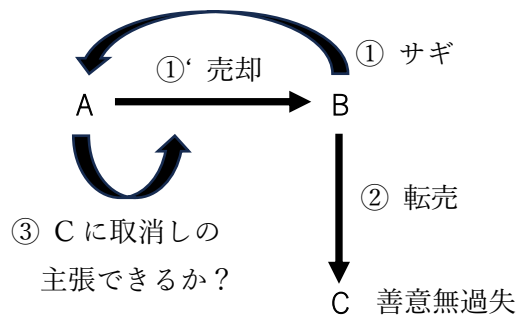


第2章 意思表示

1節 詐欺

問1. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

A は時価 1 億円の甲土地を持っている。B は A を騙して甲土地を 1000 万で購入し、さらに B は、B の詐欺について善意無過失の C に甲土地を 1 億円で転売し、引渡しをした。その後 A が B の詐欺に気づいた場合、A は AB 契約の取消しを C に対抗できるか。

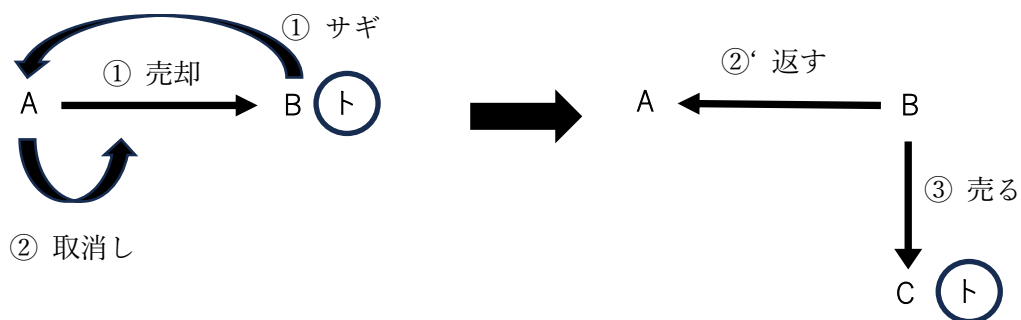


考えるヒント：A と C の主張はそれぞれどういうものか。どちらの主張を優先して保護すべきか。

問2. 問1で、C が B の詐欺について悪意だが、甲土地の登記を備えていれば、甲土地の所有権を A に対抗できるか。

問3. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

A は時価 1 億円の甲土地を持っている。B は A を騙して甲土地を A から 1000 万で購入し登記も移転したが、A は B の詐欺に気づき AB 契約を取消した。その後、B は C に甲土地を転売し、登記も C に移転した。このとき、A は甲土地の所有権を C に対抗できるか。

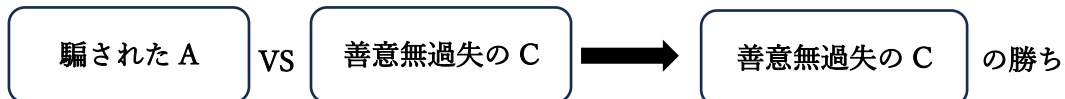


【答え】 1節. 詐欺**1. 「A は、詐欺を理由に、AB 契約の取消しを善意無過失の C に対抗することはできない。」**

A の主張・・・詐欺を理由に取消しをすれば、甲土地の所有権が私のもとに返ってくる

C の主張・・・私は B から甲土地を購入したので、甲土地の所有者は私だ。

A が騙されたなんて知らないし、知る由もない。

**【理由】**

A は「騙された」という点に落ち度がある。

そうであれば、取引について善意無過失の C を優先して保護すべきである。

(逆に、C が悪意 or 有過失の時、C は保護されない。)

2. 「悪意の C は、登記を備えていたとしても甲土地の所有権を A に対抗できない。」

あくまで、C が保護されるための要件は、詐欺について「善意無過失」の時だけである。

詐欺を知っている(悪意)のときは、C が登記を備えていようと、A の主張が保護される。

3. 「A は甲土地の所有権を C に対抗できない」

この場合、A と C は対抗関係に立つので、先に登記の得た方(先に名義変更をした方)の勝ち。

事例では、C が先に登記を備えているので、C が甲土地の所有者で確定する。

C が詐欺について善意だろうが悪意だろうが、過失があろうが関係なし。

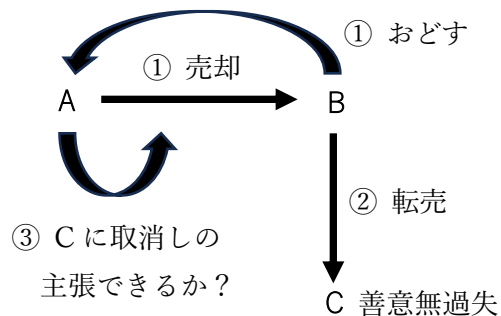
そもそも、A は取消しをしたあと、「さっさと登記を自分に戻せばいい」ものを、

それをせずに放置していた。A の怠慢が招いたことなので、A は甲土地を諦めなさいとなる。

2節 強迫

問1. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

Aは甲土地を持っている。BはAを脅して、甲土地をAから購入し、さらに、強迫について善意無過失のCに転売し、引渡しも行った。その後、Aは、Bの強迫を理由にABの契約の取消しをCに対抗できるか。

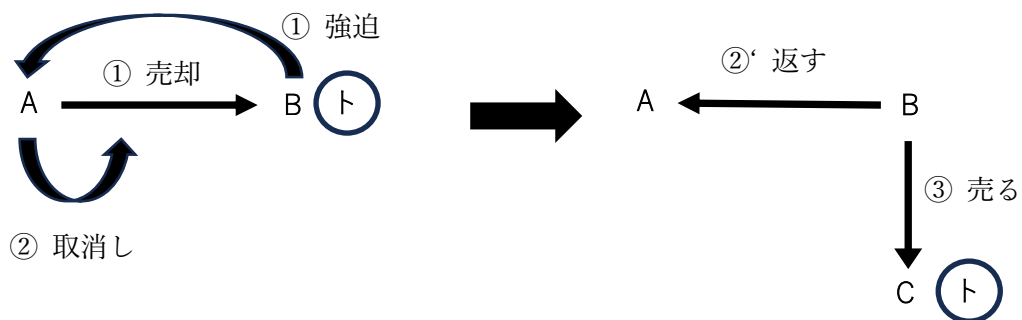


考えるヒント：AとCの主張はそれぞれどういうものか。どちらの主張を優先して保護すべきか。

問2. 問1で、CがBの強迫について悪意だが、甲土地の登記を備えていれば、甲土地の所有権をAに対抗できるか。

問3. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

Aは時価1億円の甲土地を持っている。BはAを脅して、甲土地をAから購入し登記をしたが、Aは強迫を理由にAB契約の取消しをした。その後、BはCに甲土地を転売し登記も移転した。このとき、Aは甲土地の所有権をCに対抗できるか。

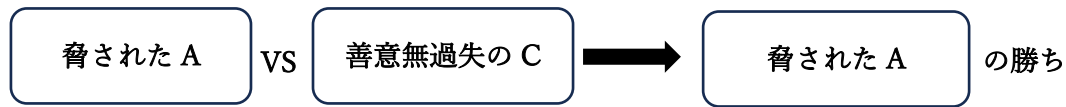


【答え】2節 強迫**1. 「Aは、Bの強迫を理由に、AB契約の取消しを善意無過失のCに対抗できる」**

Aの主張・・・強迫を理由に取消しをすれば、甲土地の所有権が私のもとに返ってくる

Cの主張・・・私はBから甲土地を購入したので、甲土地の所有者は私だ。

Aが騙されたなんて知らないし、知る由もない。

**【理由】**

Aは「脅されて」おり、なんの落ち度もない。

そうであれば、取引について善意無過失のCよりも、Aを優先して保護すべきである。

よって、AはAB契約の取消しをCに主張し、甲土地の返還を請求できる。

2. 「悪意のCは、登記を備えていたとしても甲土地の所有権をAに対抗できない。」

強迫の場合は、脅されたAを全力で保護する必要があるので、

Cに登記があろうが、善意無過失だろうが、Cが勝てることはない。

3. 「Aは甲土地の所有権をCに対抗できない。」

この場合、AとCは対抗関係に立つので、先に登記の得た方(先に名義変更をした方)の勝ち。

事例では、Cが先に登記を備えているので、Cが甲土地の所有者で確定する。

Cが強迫について善意だろうが悪意だろうが、過失があろうが関係なし。

そもそも、Aは取消しをしたあと、「さっさと登記を自分に戻せばいい」ものを、

それをせずに放置していた。Aの怠慢が招いたことなので、Aは甲土地を諦めなさいとなる。

3節 第三者の詐欺・強迫

問1. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

(1) Aは甲土地を持っている。CがAを騙して、甲土地をBに売らせた。BはCの詐欺については善意無過失である。Aは第三者Cの詐欺を理由に、AB契約の取消しをBに対抗できるか。

(2) Aは甲土地を持っている。CがAを脅して、甲土地をBに売らせた。BはCの強迫については善意無過失である。AはCの強迫を理由に、AB契約の取消しをBに対抗できるか。

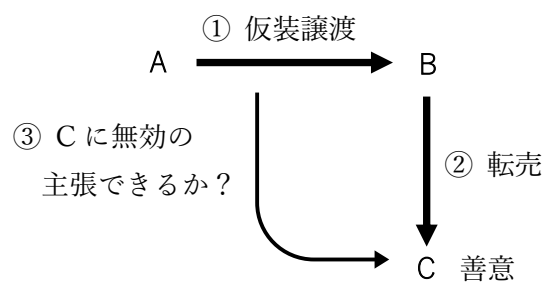
**4節 通謀虚偽表示①**

問1. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

AとBが甲土地の売買契約をしたが、この契約はAとBとで意を通じた仮装の契約であった。

この契約後、Bは甲土地を虚偽表示について善意のCに転売した。

このとき、Aは虚偽表示による契約の無効を第三者Cに対抗することができるか。



問2. 問1において、AはBに対して虚偽表示による契約の無効を主張できるか。

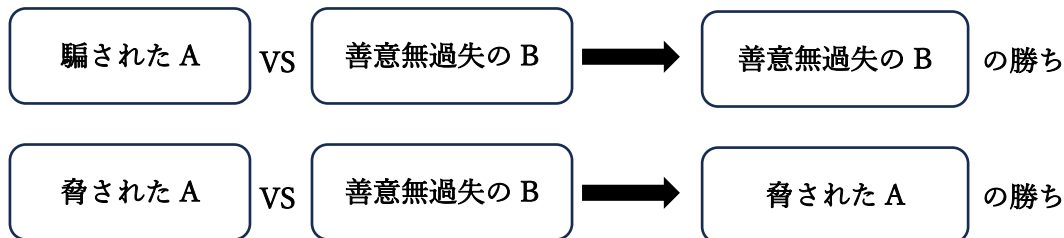
【答え】3節 第三者の詐欺・強迫

1. (1)「Aは第三者Cの詐欺を理由に、AB契約の取消しを善意無過失のBに対抗できない」
- (2)「Aは第三者Cの強迫を理由に、AB契約の取消しを善意無過失のBに対抗できる」

Aの主張・・・取消しをすれば、甲土地の所有権が私のもとに返ってくる

Bの主張・・・私はAから甲土地を購入したので、甲土地の所有者は私だ。

Aが騙されたなんて知らないし、知る由もない。



(1)は騙されたAより、善意無過失のBを保護。

(2)は脅されたAを全力で保護。

考え方は、1節、2節と全く同じ。

【答え】4節 通謀虚偽表示①

- 1.「Aは虚偽表示による契約の無効を善意の第三者Cに対抗できない」

Aの主張・・・AB契約が無効なので、甲土地の所有権が私のもとに返ってくる

Cの主張・・・私はBから甲土地を購入したので、甲土地の所有者は私だ。

ABの契約が仮装譲渡なんて知らないわ。

**【理由】**

仮装譲渡などという犯罪行為を行っておきながら、その契約は無効だと主張するのは厚かましい。それであれば、仮装譲渡について何も知らない(善意)Cを保護すべきである。

虚偽表示の場合、表意者Aが積極的に悪いことをしているので、

Cが保護されるハードルが「善意無過失」⇒「善意のみ」に下がる。もちろん、登記もいらない。

- 2.「AはBに対して虚偽表示による契約の無効を主張できる」

虚偽表示の無効を対抗できないのは「善意の第三者」だけである。

よって、仮装譲渡の相手方Bには、契約の無効を主張できる。

4節 通謀虚偽表示②

問1. 以下の問いに答えよ。

A は自己所有の甲土地をBに仮装譲渡し、登記の名義もBにした。Bはその後、虚偽表示について悪意のCに甲土地を売却し、さらにCは虚偽表示について善意のDに転売した。(下図の左)

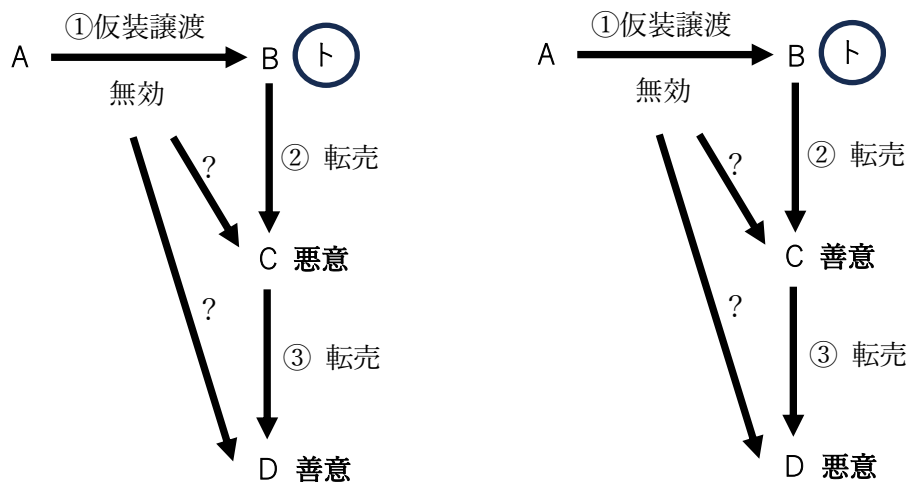
(1) Aは虚偽表示による無効を悪意の第三者Cに対抗できるか。

(2) Aは虚偽表示による無効を善意の転得者Dに対抗できるか。

A は自己所有の甲土地をBに仮装譲渡し、登記の名義もBにした。Bはその後、仮装譲渡について善意のCに甲土地を売却し、さらにCは仮装譲渡について悪意のDに転売した。(下図の右)

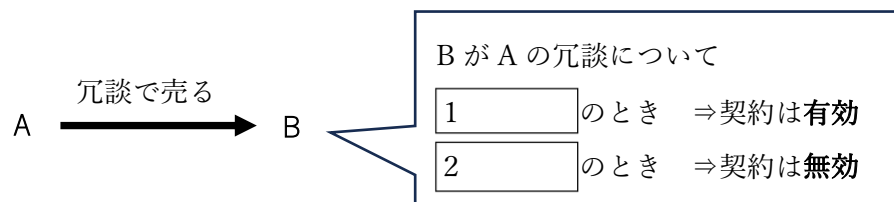
(1) Aは虚偽表示による無効を善意の第三者Cに対抗できるか。

(2) Aは虚偽表示による無効を悪意の転得者Dに対抗できるか。



5節 心裡留保

問1. 以下の空欄を埋めよ

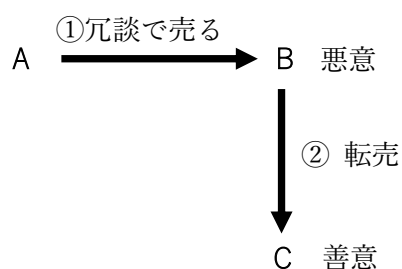


問2. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

Aが冗談でBに甲土地を売る意思表示をし、それについて悪意のBは購入する承諾をした。

その後、Bは善意のCに対して甲土地を転売した。

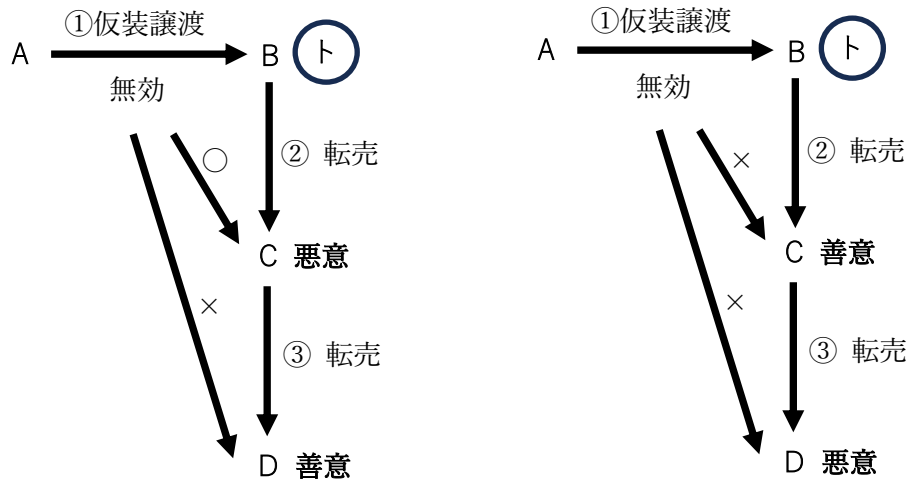
このとき、Aは心裡留保による契約の無効をCに対抗することができるか。



【答え】4節 通謀虚偽表示②

1. (1) できる
- (2) できない
- (3) できない
- (4) できない

図で記憶してください。



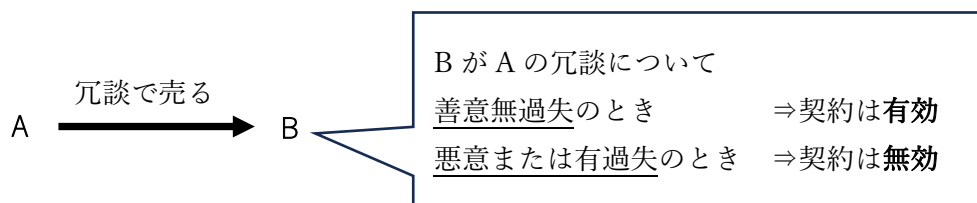
○・・・Aは虚偽表示の無効を対抗できる。

×・・・Aは虚偽表示の無効を対抗できない。

(4)で悪意のDに対して、Aの無効主張が対抗できる＝甲土地がAの元に戻る、としてしまうと、善意のCの取引を保護した意味がなくなってしまうので、Dが悪意でもAは無効主張できない

【答え】5節 心裡留保

1. 心裡留保の基本



2. 「Aは心裡留保による契約の無効を善意のCに対抗できない」

Aの主張・・・AB契約が無効なので、甲土地の所有権が私のもとに返ってくる

Cの主張・・・私はBから甲土地を購入したので、甲土地の所有者は私だ。

Aが冗談で契約したなんて知らないわ。



心裡留保の場合、表意者Aが積極的に悪いことをしているので、

Cが保護されるハードルが「善意無過失」⇒「善意のみ」に下がる。もちろん、登記もいらない。

6節 錯誤①

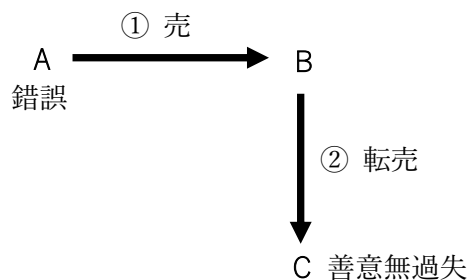
問1. Aが錯誤による意思表示をして、Bに甲土地を売却した場合、以下の正誤を判断せよ。

- (1) 錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして軽微なものであるときも、Aは錯誤を理由に契約の取消しができる。
- (2) Aが動機の錯誤によって売却した場合、Aは錯誤を理由に取消しする余地はない。
- (3) Aの錯誤が重過失によるものであった場合でも、Aは取消しできる。
- (4) BもAの錯誤を理由に契約の取消しができる。
- (5) Aの錯誤が重過失によるものであった場合でも、Bがそのことを知っていれば、Aは錯誤を理由に取消しできる。

6節 錯誤②

問1. 以下の問いに答えよ。また、答えを導き出した過程を説明せよ。

Aは、錯誤により自己所有の甲土地をBに売却した。その後、BはAが錯誤に陥っているということについて善意無過失のCに甲土地を転売した。このとき、Aは自身の錯誤を理由に契約の取消しをCに対抗できるか。



【答え】6節 錯誤①

1.

- (1) 誤 錯誤が法律行為の目的および取引上の社会通念に照らして重要なものでないとダメ。
- (2) 誤 動機に錯誤がある場合でも、その動機がBに明示的・黙示的に伝わっていれば取消し可。
- (3) 誤 「重過失＝故意」なので、勘違いでは済まされず、Aは取消しできない。
- (4) 誤 錯誤による取消しができるのは、原則として、勘違いした人＝表意者Aである。
- (5) 正 表意者Aの錯誤が重過失によるものでも、以下の場合は取り消し可能。
- ア. Bが「Aが錯誤に陥っていること」を知っていた時(Bが悪意)
- イ. Bが重過失により「Aが錯誤に陥っていること」を知らなかったとき(Bが重過失)
- ウ. AとBが共通の錯誤に陥っていた時

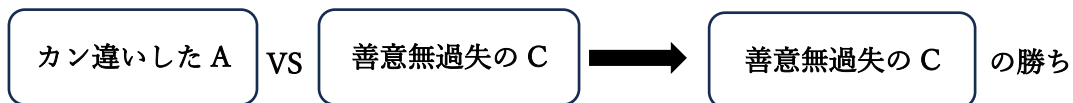
【答え】6節 錯誤②

1. 「Aは自身の錯誤を理由に、AB契約の取消しを善意無過失のCに対して対抗できない。」

Aの主張・・・AB契約を取り消したら、甲土地の所有権が私のもとに返ってくる

Cの主張・・・私はBから甲土地を購入したので、甲土地の所有者は私だ。

Aが勘違いしたなんて知らないし、知る由もないわ。

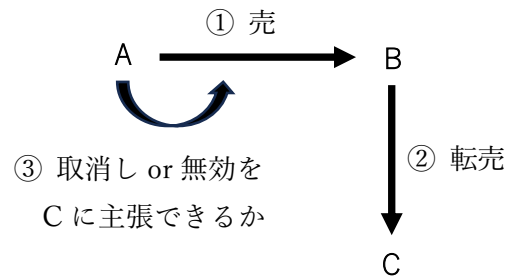


【理由】

勘違いしたAよりも、そんなことを落ち度なく何も知らないCを優先して保護する。

6節 意思表示のまとめ

「 $A \Rightarrow B \Rightarrow C$ と売却が済んだ後、A が AB 契約の取消しや無効を、C に主張できるかどうか」

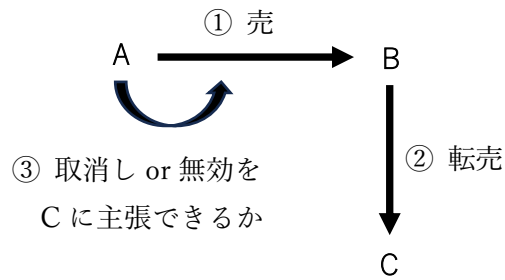


A	A が主張できること	第三者 C の主張が勝つ条件
制限行為能力者	取消し	1
強迫 (おどされた)	取消し	2
詐欺 (騙された)	取消し	3
錯誤 (カン違い)	取消し	4
通謀虚偽表示 (グル)	無効	5
心裡留保 (冗談)	無効(B が悪意 or 有過失)	6

この時、C が勝つには表以外の条件はいらない。7 がなくても A に勝てる。

【答え】6節 意思表示のまとめ

「 $A \Rightarrow B \Rightarrow C$ と売却が済んだ後、A が AB 契約の取消しや無効を、C に主張できるかどうか」



A	A が主張できること	第三者 C が勝つ条件
制限行為能力者	取消し	なし
強迫（おどされた）	取消し	なし
詐欺（騙された）	取消し	善意無過失のみ
錯誤（カン違い）	取消し	善意無過失のみ
通謀虚偽表示（グル）	無効	善意のみ
心裡留保（冗談）	無効(B が悪意 or 有過失)	善意のみ

この時、C が勝つには表以外の条件はいらない。登記がなくても A に勝てる。